

自転車損害賠償保険等加入費用の一部を補助します



福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、令和4年4月1日から自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。新地町では、自転車乗車時の保険加入を推進するため、自転車損害保険等の加入に対し補助を行います。

対象者

町内在住の小学生、中学生、高校生の保護者

対象経費

自転車事故により相手方にけが等をさせた場合に1億円以上の賠償責任補償がある保険等で、保険適用期間が申請年度内の期間を含むもの
※自転車保険以外で、自転車での交通事故による損害を賠償できるものは対象
※PTA保険及びクレジットカード付帯保険は対象外

補助金額

児童生徒1人につき1,000円(対象経費が1,000円未満の場合はその実費額)

※同一世帯に複数の児童生徒がいる場合は、次のとおりとします。

- ①保険対象が個別の場合、1人につき1,000円
- ②保険対象が家族の場合、1世帯につき1,000円
- ③複数の保険を世帯で加入の場合、保険契約につき1,000円

申請の流れと必要な添付書類

(1)補助金申請書に必要な事項を記載し下記の書類と一緒に[役場町民生活課生活環境係](#)へ提出してください。

- ① 自転車損害賠償責任保険等の加入証書等の写し
- ② 振込先金融機関の通帳等の写し
- ③ 本人確認できるものの写し



(2)申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



【問い合わせ先】

新地町 町民生活課 生活環境係
電話:0244-62-2116